

【資料(2)－6－1】

ら、コンパクトな市街地に改編することが都市の再生につながるものと考えております。

また、歩いて暮らせるまちは人に優しいまちでもあり、自動車に依存することなく、環境と共生した持続可能な社会であるコンパクトシティーの実現が求められていると認識しております。

今回のまちづくり三法の改正を契機にしまして、中心市街地の今後のあり方を研究し、国や府の諸制度の動向を見きわめるとともに、都市再生の推進につながる市街地の活性化と人口減少社会及び高齢化社会に対応するコンパクトシティーの構築を図るため、自治体の創意工夫による都市再生を支援するまちづくり交付金を初めとします国庫補助制度の積極的な活用も必要であると考えておりますし、それらの活用方策について調査研究に鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風古波君） これで村田文雄さんの質問を終わります。

この機会に午後3時15分まで休憩いたします。

午後3時1分休憩



午後3時15分再開

○議長（風古波君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2の市政に対する一般質問を続行いたします。

質問通告により6番戸田久和さんを指名いたします。戸田久和さん。

【質問】

[6番戸田久和君登壇]

◆6番（戸田久和君） 6番の無所属・鮮烈市民派を名乗っておる戸田です。

まず、1番、市のホームページでのQ&Aコーナーの開設について。

市のホームページの中にQ&Aコーナーを設けることの意義についてどう考えていますか。行政の説明責任、市民に身近な行政としての親和感、市民の行政への関心の引き出し、参画意識の引き上げ、職員・市民相互の意識向上等々の面でどのような効果があると思いますか。

この件は、昨年9月議会とことしの3月議会で早期実施を求め、市ができるだけ早い時期の実施に向けて府内体制を整えていくと答弁したことであり、そろそろ開設されないとおかしいですが、どうなっていますでしょう。いつからどのような段取りで進めていく予定ですか。

また、質問を受け、回答を作成し、Q&Aコーナーで発表するまでの手順や

担当部署はどのようにすると考えているのか、以上について答えてください。

2、指定管理者選定委員会の録音テープの保存と消去の判断違いについてです。

指定管理者選定委員会の録音テープ内容の保存について、市として統一した対応を検討していなかったことが、6月議会前日夕方になっての資料の私への開示の過程で、私の問い合わせ、調査で初めて判明いたしました。

例えば門真南駅自転車駐車場の指定管理者の選定委員会だけが第1回選定委員会で会議録の作成後は録音内容を消去すると全委員異議なしで決めてしまいましたが、こんなことはほかの四つの選定委員会では議題に挙げていないし、決めていません。なぜこの選定委員会だけこのようなことを決めたのでしょうか。

これは建設事業部及び企画部の計6人の課長や係長らから成る事務局からの提起という形になっていますが、その提起の形成や決裁の過程、判断の理由を示してください。

幸いこのテープはまだ消去されずに保存されており、私からの指摘を受け、文教常任委員会前日の6月15日に府内会議が開かれ、選定委員会の録音テープは、今回の指定管理者の任期たる2年7ヶ月の間は保存しておくと統一措置を決めたということが、16日の文教常任委員会で私の質疑への答弁の中で述べられました。

6月13日本会議質疑での自転車駐車場選定委員会の録音テープにかかる建設事業部長の私に対する答弁は、この駐車場指定管理者選定に関して、4月の選定委員会での事実を述べたにすぎないものであって、それが必ずしも今後の市全体の措置を縛るものではなく、したがってそのように統一的な修正措置がとられることが当然であり、公益にかなうことと言うべきです。

ところが、この駐車場選定委員会の録音テープだけは本会議終了後に消去することが6月15日の府内会議直前に役所内で改めて確認されたので、もう変更できないということを20日になって私は市当局から聞かされて驚きました。要点記録内容の妥当性を担保するためにも、純粹に担当部署での万が一の事実確認用としての保存としてでも、テープ内容は保存しておくべきです。

また、実際に、この会議録の現物を見た人でないとわかりませんが、文書化されていない重要部分もあり、決してこれだけで完全な文書記録だとは言えないものでした。

ですから、一度駐車場の選定委員会で決めたからということに固執するのではなく、他の選定委員会テープと同じく最大限2年7ヶ月間保管するべきであ

り、さらに言えば欠落部分は文書化を追加してより完全な議事録にするべきです。市の真摯な答弁を求めます。

3項目めとして、市が議会に審議を求めていることの市民周知についてお聞きします。

まず、議会に議案等を出すということは、市民全体に公表するものとして、市民から選出された議員によって構成される議会に投げかけて、市民全体にかわって審議や議決を議会にしてもらうということではないかと思いますが、園部市長の考え方、議会観というのはどのようなものでしょうか。

市が議会に議案等を出した段階で、市民全体に対してもその内容を公表するのが本来あるべき姿で望ましいことであって、そうして市民にも知らせていくことによって、市民がその意向や意見をより議員に寄せやすくなり、知らないことには意見を出しようがありませんから、知った上で意見を議員に出せるようになることによって議会審議がより充実し、より市民の意向を反映した議決となっていくと思うのですけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

なぜこういうことを改めて聞くかというと、古い考え方の職員や議員の中には、議会は市民に代わって審議するのだから、議案内容等を市民に示す必要はないとか、甚だしきは議会での審議が終わる前に市民に示してはだめだとか考えている人が時々見受けられるからです。

こういう古い考えは、結局のところ一般市民は個別に議員に教えてもらわないとい、何が今議会の審議にかけられているのかわからない、こういうことを生み出し、それが議員と市民の間の不当な情報格差や、あるいは閉鎖的な議会体质につながってしまい、市民の市政に対する無知、無理解、無関心、参画意識の希薄化などの温床になってしまうと私は思っています。

市民の中に市政への健全な関心と参画意識を醸成していくためには、作業量的に可能な限界があるのはやむを得ないとしても、提出議案等の一覧と議運での説明原稿くらいは市のホームページで議運提出と同日か翌日くらいには公表するようにしていくべきではないでしょうか。

また、議会開催の日程や傍聴案内をより積極的に市広報に掲載し、来庁した市民にも見えやすい場所に、本館、別館それぞれ1カ所程度には掲示できるような体制を整えたらどうでしょうか。従来は本館1階ロビーだけに、しかもわずかA4・1枚の大きさの紙だけが掲示されていましたが、こんな大きさでは全く目立ちません。せめてA3・4枚分とか、60cm四方程度の面積での掲示ができるようにするべきでしょう。

また、現状では議会開催月の1日付広報には議会傍聴案内が載りますが、1

ておりますが、9月議会より本館、別館に掲出する予定と聞いております。

なお、15日付広報への傍聴案内の掲載及び本館、別館におけるこれらの掲出につきましては、紙面スペース及び掲示スペース等の問題もありますので、関係部署と調整してまいります。

最後に、これらの新しい工夫をした場合の効果でありますと、市の保有する情報を公開し、市民の皆さんに関心や行政への参画意識を持ってもらうということは、非常に重要なことと認識いたしておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（風古波君） 神田建設事業部長。

〔建設事業部長神田直和君登壇〕

【答弁】

◎建設事業部長（神田直和君） 戸田議員御質問のうち、指定管理者選定委員会の録音テープの保存と消去の判断違いについて御答弁申し上げます。

指定管理者候補者選定事務に当たりましては、関連各課との間で打ち合わせ会議を適時開催し、共通事項については、できるだけ統一的な対応となるよう努めてまいりましたところです。

選定委員会の開催に関しましても、事務の流れ、会議の進め方、審査方法等がある一定の統一的な対応となるよう調整会議を持ち、会議録については要約版として各選定委員会に提案することといたしました。しかしながら、会議録作成に当たっての具体的な手順、方法、要約の程度等までは共通の意思決定はなされず、結果的にはそれぞれの事務局にゆだねられることになったところであります。

こうした中で、門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会の事務局であります交通対策課では、会議録の正確性を期するため補助的手段として録音テープを使用し、会議録作成後は録音内容を消去することを提案する旨を決め、第1回の選定委員会において了解を得たところであります。

事務局としてこのような手順を踏み、また会議録の内容につきましても詳細に記録筆記しておりますことから、選定委員会で決定された方針に基づいて消去処理いたしたいと答弁いたしたものであります。しかしながら、その後におきまして、他の選定委員会につきましては、市としての一定見解が出されましたので、当録音テープにつきましても、他の選定委員会と同様の取り扱いをいたしたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風古波君） 戸田議員。

[6番戸田久和君登壇]

【質問】

◆6番（戸田久和君） 再質問していきます。

それなりに答えてもらったとは思いますが、踏み込んだ部分は少ないような気もするところもあります。

今の録音テープの問題につきましては、質問項目で具体的な回答がその意思決定等非常に欠けている部分も大変ありますが、とりあえずはテープの保存を決めたので、今回はよしとしまして、今後は答弁に当たっては、具体的な質問には具体的に答えられることを強く求めておきます。

また、議会の出したことに対するホームページや広報での宣伝ということについても、踏み込み方の足りないなと思うところもありますが、ホームページ公表などについて部分的ではあれ具体的に画期的な改善策を提示したことを一応評価をしたいと思います。まずは9月議会の分から市民への公表の初例にしていただきたい。

○議長（風古波君） 戸田議員。講評ではなく、簡潔に質問を行ってください。

◆6番（戸田久和君） 私は、質問するための前振りとして、話というのは流れがあります。じゃ、言いましょう、質問をね。議会の、今私は市民、議会、役所、この三つの関連において、市の冊子についていろいろ考えを提示し、質問してきました。ここではっきりとわかったことは、きょうの議会の実態を見ればわかるとおりに、議会の実態こそが最も大きな改革のがんになっておるということです。議員が伸び伸びと質問できない、ショッちゅう時間をせつつかれる。このようなことではやっぱりだめだ。（発言する者あり）もともと役所というのは怠惰に流れがちであります。

○議長（風古波君） 戸田議員。

◆6番（戸田久和君） それをチェックするのが議会であります、本当はね。はい、何ですか、議長。

○議長（風古波君） 注意申し上げます。質問は通告の範囲内で行ってください、簡潔に。

門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正については、国が施設入所の知的障害者に対する医療費の公費負担を廃止したことによるものであり、助成措置を講じようとする本条例を理解できるのであります、これまで無料の医療費であったものが、一部負担金が生じるものであり、反対せざるを得ません。

以上、4議案に対する討論とするものであります。（拍手）

○議長（風古波君） 次に、6番戸田久和さんを指名いたします。戸田久和さん。

[6番戸田久和君登壇]

◆6番（戸田久和君） 6番、無所属・鮮烈市民派の戸田です。

まず、議案の第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、すなわち指定管理者の指定にかかる議案すべてについて反対をし、その討論を行います。

反対の理由の1番目は、市が選定委員会の審査内容にかかる資料を議員たる者にきちんとスムーズに見せようとせず、そのような姿勢でこれらの議案を出してきたこと自体が不適切であるということです。

5月の冒頭から上旬にかけて、審査会での選定が終わっていた指定管理者。審査に勝ち残った5団体も、また落選したほかの団体も、それぞれに事業計画書や収支計画書を出していて、それらの中には、管理運営の方針とか、職員の労働条件、労働関係法令遵守の担保方策、地域の労働事情に対する貢献などさまざまな項目が書かれており、それぞれに書かれた内容や面接でのプレゼンテーション及び質疑応答での内容にどういうものがあり、それがどういう基準で、どう優劣をつけられて判定されたのかは、審査の公平・妥当さを判断するのに不可欠な情報です。

こういうことがどうなっているのか、議会での議決を求められる議員として、市民の代表として正しい判断をするために知ろうと思うのは当然のことであって、市は少なくとも選定終了後、速やかにそういう情報を提供、提示する段取りをしておくべきでした。

そもそも審査会を始める段階から、審査終了後の情報開示の段取りを組んでおくのが当然であります。現実、審査会におきましては、情報開示があればこれを行うということも、最初の第1回目選定委員会で話し合われていたわけです。ところが、何の準備もその後はされていなかったと。

こういう段取りがされずに、6月2日、金曜日の議案概要説明会の直後に、

私が情報提供を求めてから、市がこの問題での代表としての企画部が開示の提供の仕方、範囲について統一見解をつくっていないから、来週の6月5日、月曜日に会議して提供するという統一見解を決めると答えたのには、正直その時点であきれてしまいましたけれども、さらにこの6月2日段階では、土・日を挟んで越えて月曜日の午後には結論が出ているような感触でしたが、いざ5日、月曜日になってみると、午後3時ぐらいまで会議をしてやっと結論が出たみたいで、しかもそれについて私に伝えられた内容が、翌日の議運で指定管理者の選定について追加資料を提出するというもので、詳しいことは全くありませんでした。

議会で議決を求められていることの実態を議員がよく知ろうとすることであるにもかかわらず、指定管理者の審査について情報の提供もしくは開示を受けることができたのは、ようやく6月12日、月曜日の午後4時になってから、資料コピー代総計6610円を払ってのことでした。

○議長（風古波君） 戸田議員、戸田議員。

◆6番（戸田久和君） ここにあるのがその開示資料です。

○議長（風古波君） 戸田議員に申し上げます。議題の範囲内で簡潔に討論してください。

◆6番（戸田久和君） まさにこの議題を出してきた市の姿勢そのものについてはまず反対を提起して、議題の内容に入っていくと、このようになるわけであります。もうすぐ終わりますので、雑然とせずにお聞き願いたいと思います。

これらのこととは、議員が議案内容を深く掘り下げ検討することを自主的に阻害するに等しいやり方であり、議案を出すに当たってはとんでもないことを言わなければなりません。

反対理由の2番目は、この5施設群、10施設の指定管理者への申請23団体で22団体が労働条件の記載なしなど、必須記載事項の記載なしで行ったこの選定自体がすべて不正で無効であるということです。

指定管理者になることを希望する団体、企業が出す書類の中の施設事業計画書の7、管理を安定して行うための体制についての（2）には、職員の雇用確保の方策と労働条件（公正採用、最低賃金制の遵守を含む）があり、（3）の業務の外注計画においては、備考欄には予定金額、労働関係法遵守の担保方策

等について記載してくださいと明記しています。しかるに、私が今から述べますように、この必須事項についての記載がないものだけであったのであります。

ちなみに、労働条件ということにつきましては、労働基準法第15条で、使用者に労働者を採用する場合には、賃金、労働時間等の重要な内容については、書面を交付して明らかにすることを義務づけているものであって、この書面を交付して明示しなければならない事項としては、1、労働契約の期間に関する事項、2、仕事の場所、従事する仕事の内容に関する事項、3、始業、終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交代制業務をさせる場合は就業時転換に関する事項、4、賃金の決定、計算、支払いの方法、賃金の締め切り、支払いの時期に関する事項、5、退職に関する事項が必須事項です。

さらに、使用者がこれらに関する定めをしない場合にあっては明示しなくても構わない事項が、臨時に支払われる賃金や賞与、休職に関する事項などあと7項目もある。

労働基準法第15条第1項によって、労働条件の明示違反は、30万円以下の罰金があるほどの重大な事件であります。

○議長（風古波君） 戸田議員、戸田議員、戸田議員。

◆6番（戸田久和君） 何でしょうか。

○議長（風古波君） 再度申し上げますが、議題の範囲内で簡潔に討論を行ってください。

◆6番（戸田久和君） まさに議題の範囲内で私は申し上げてます。

○議長（風古波君） 労働条件に関する発言について注意申し上げます。

◆6番（戸田久和君） 議長にお願いしますが、反対討論の制約、抑止をなさないようにお願いいたします。もうすぐ終わりますので、皆さんお聞きください。こういうことを見たから、初めてわかったことを私は言ってるんです。

およそ人を雇うときに、書面で絶対に明示しなければならない労働条件を、その記入が必須の書類に何もまともに書いていないのに、選定委員会でそれらが何ら問題とされずに選定が行われたということは、全く不当なことであり、私のささやかな期待すら裏切られました。

具体的に言いますと、ルミエールホール及び中塚荘では、申請6団体すべてが労働条件の記載がありません。労働関係法遵守の担保方策については、3団体のみが記載しております。ふる里村、香美町体験実習館の申請5団体のうち4団体は労働条件の記載がありません。労働関係法遵守の担保方策は、5団体すべてが記載しておりません。

次、門真南駅の駐輪場の問題では、申請6団体すべてが労働条件も法令遵守の担保方策も記載しておりません。

テニスコート、運動広場についての5団体は、すべてが労働条件も法遵守の担保方策も記載しておりません。

老人デイサービス福祉センターの公募なし選定で選ばれた団体でも、労働条件の記載がありません。担保方策についてはどうも市のミスかと思いますが、資料が見当たらないので、これは判断できません。

以上のことまとめますと、指定管理者制度移行になった5施設群計10施設に申請した23団体におきまして、労働条件の記載がないのが22団体、労働条件を記載したと認め得るのはわずか1団体です。そして、労働関係法遵守の担保方策について18団体では明白に記載がありません。今、書面がないので判断できないのが1団体、一応記載ありと判断できるのは3団体のみであります。

このような明白な書類不備に対して、各選定委員会は何ら問題とせず、この無記載を容認したまま選定作業を進めました。したがって、この選定自体、市が定めた門真市公の施設にかかる指定管理者の指定の手続等に関する条例及びその施行規則と募集要項に違反した不正、不適切なものであり、選定結果も当然に無効であると私は考えます。市はこのことを反省、謝罪し、指定管理者を選定するのであれば、必須事項の記載をしっかり記載させた上で選定をし直すべきであります。

反対の理由の3番目としまして、選定委員会の会議録にプレゼンテーションの内容や審査内容など重要な記録が書かれていない部分があり、審査の実態に不明な部分があるということです。これも資料を手にして初めてわかったことです。

以上の理由で、こういう出し方と内容を持つ議案について賛成することは、私としては議員たる者すべきではないと確信し、反対の理由とするものです。

続いて、議案第43号、門真市事務分掌条例の全部改正について、これはいわゆる役所の機構改革であります。共産党の議員が先ほど述べた反対点に私はすべて同意をした上で、重複部分をなるべく避けながら話を進めます。